

天橋立海面利用安全対策協議会
「水上オートバイ啓発活動（７月２２日）」について
～ 天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全航行に向けて～

令和３年７月１６日
京都府丹後広域振興局
地域連携・振興部 総務防災課
電話 ０７７２－６２－４３０１
ＦＡＸ ０７７２－６２－５８９４

天橋立エリアの自治会・観光・漁業関係団体・マリン事業者、行政等の関係機関による「天橋立海面利用安全対策協議会」において、昨年６月から、水上オートバイ等の海面利用のルールを自主規制として定め、安全航行を促進してきたところです。

令和３年度のシーズンにあたり、海面利用ルールの周知等を行うため、「水上オートバイ啓発活動」を実施しますので、取材していただきますようお願いいたします。

記

１ 水上オートバイ啓発活動

天橋立海面利用安全対策協議会等の関係機関が連携し、天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全な航行を促進し、地元住民や観光客にとって安心、安全で快適な環境を実現するため海面利用ルール等の啓発を実施

参加機関：京都府丹後広域振興局、宮津市、地域観光関係団体等

２ 日 時

令和３年７月２２日（木・祝日） 午前１１時から（１時間程度）（予定）
（雨天の場合は中止）

３ 場 所

天橋立小天橋の東側、（一時着岸エリア付近（集合場所））

４ 内 容

天橋立海面利用安全対策協議会等の関係機関で以下の啓発を実施

- ・ 天橋立エリア海面利用ルールの「チラシ（令和３年４月版）」の配布
（主な内容：水上オートバイの文珠水道の航行自粛、着岸エリアの設置）

５ その他

- ・ 一時着岸エリアの看板を設置、文珠水道に進入しない旨の横断幕を掲示
（４月２９日から９月末まで）

